

令和元年度指導監査結果

I 文書指導事項有りの社会福祉法人等（社会福祉法人）

法人名	監査対象	指導監査種別	指導監査年月日	文書指摘事項の内容	改善状況
社会福祉法人 教證会	法人 運営	一 般 指導監査	令和元年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長の役員報酬額を改めて評議員会で決議すること。 	改善済
社会福祉法人 旭川泉会	法人 運営	一 般 指導監査	令和元年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員（候補者）の選任に際し、被選任者から徴している履歴書、申立書、就任承諾書に誤謬があるので、再度、修正・追記した上で、適正に徴すること。 ・ 理事・監事（候補者）の選任に際し、被選任者から徴している履歴書、申立書、就任承諾書に誤謬があるので、再度、修正・追記した上で、適正に徴すること。 ・ 平成30年度計算関係書類、事業報告に係る監事監査報告を適正に作成し、理事会及び評議員会の承認を得ること。 	改善済
社会福祉法人 かがやき	法人 運営	一 般 指導監査	令和元年11月14日 令和2年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員1名について、理事会で評議員候補者として選任されず、評議員選任・解任委員会で評議員として選任されていた。今後は、適切に評議員の選任を行うこと。 ・ 平成29年4月以降、理事会の出席状況について、50%に満たない理事が2名あり、また、令和2年2月3日現在、理事2名、監事1名が2回以上連続して直近の理事会を欠席している。同様に、評議員会の出席状況についても、50%に満たない評議員が3名あり、現在までに、評議員2名が2回以上連続して直近の評議員会を欠席している。役員等が確実に出席できるよう、理事会等の日時を設定する、もしくはテレビ会議や電話会議等による開催を検討すること。 ・ 理事・監事の選任を行う評議員会の開催に当たり、理事・監事候補者が決定しないまま、各評議員に評議員会の招集通知及び議案を送付している。今後は、適切な手順で理事、監事を選任するなど、適正に評議員会を招集・開催すること。 ・ 理事会、評議員会の招集・開催に係る関係書類や議事録が整備されていない事例があった。今後は、適正な手続により招集・開催するとともに、議事録を作成し、保存すること。 ・ 年度末までに、新年度の事業計画・収支予算を作成し、理事会の議決を得る必要があるが、為されていない。今後は、適切な時期までに作成し理事会の議決を得ること。 ・ 平成30年度の短期借入2件について、理事会の議決を得ておらず、かつ内容が不十分な借入書により借入れされていた。今後、借入れを行う際には、理事会の議決を得るとともに、適切に金銭消費貸借契約書等を作成・締結すること。 ・ 借入残高があるにもかかわらず、金銭消費貸借契約書や借入書がない借入金があった。現時点で借入残高がある借入金については、改めて金銭消費貸借契約書等を作成すること。 ・ 平成30年度に実施した3件の工事契約について、法人内部の意思決定に関する稟議書及び契約書等が存在しなかった。また、平成31年度に実施した2件の工事契約について、随意契約により契約の相手方を選定しているが、予定価格に鑑み、2者から見積りを徴すべきところ、1者のみから徴していた。今後は、経理規程等に沿って、適正・適切に契約事務を行うこと。 ・ H30年度計算書類について、現況報告書提出時のものも含めて、多数の誤謬あり。特に、貸借対照表、資金収支計算書、借入金明細書それぞれの誤謬があるとともに、各計算書類間に整合性が無い。修正の上、理事会、評議員会の議決を得るとともに、次年度計算書類の注記に記載すること。 	改善済
社会福祉法人 群生会	法人 運営	一 般 指導監査	令和2年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度計算書類等に多くの誤謬があったので、修正の上、理事会、評議員会の議決を得るとともに、次年度計算書類の注記に記載すること。 	改善済
社会福祉法人 旭川市社会 福祉協議会	法人 運営	一 般 指導監査	令和2年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員1名が、4回連続して評議員会を欠席しているため、各評議員が確実に出席できるよう、評議員会の日時を設定する、もしくは、テレビ会議や電話会議等による開催を検討すること。 ・ 評議員会の招集・開催を議決する理事会と評議員会を同日に開催している事例等があることから、今後は、適正に評議員会を招集・開催すること。 	改善済